

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

☎高齡介護課 ☎⑤ 6720・地域包括支援センター ☎⑦ 3671

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、65歳以上の全ての人を対象に、介護保険制度の地域支援事業として実施します。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生活できるよう、ニーズに合った多様な介護予防と生活支援のサービスを提供します。事業は大きく分けて2つあります。

① 介護予防・生活支援サービス事業

これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護は「訪問型サービス」「通所型サービス」に移行し、さらに次のサービスを行います。

対象者

- ① 要支援認定を受けた人
- ② 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった人（要支援相当）

事業内容

訪問型サービス

要支援1・2の人が利用する介護保険の訪問介護と同様のサービスです。ホームヘルパーが訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除など）、身体介護（食事や入浴の介助）を利用者と共に行います。

通所型サービス

要支援1・2の人が利用する介護保険の通所介護と同様のサービスで、通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事や入浴のサービス、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングを日帰りで受けられます。

短期集中型サービス・要支援者自立支援事業

整骨院などで要支援者に対し、3～6カ月を期限として、柔道整復師などの専門職による身体機能向上のプログラムを実施します。

※身近な事業所で自立に向けた取り組みを行い、身体機能が改善した場合には、一般介護予防事業に切り替わります。



短期集中型サービス・要支援者自立パワーアップ事業

通所リハビリ事業所で要支援者に対し、3～6カ月を期限として、リハビリ専門職による機能訓練を集中して実施します。

※リハビリ専門職の指導のもと、自立に向けた取り組みを希望する人・効果が期待される人などを対象とします。

② 一般介護予防事業

元気な高齢者への自立支援・交流の推進を目的に、次の事業を行います。

対象者

65歳以上の全ての人



事業内容

湯っこで生き生き交流事業

温浴施設を活用し、住民同士の交流と生活機能向上のトレーニングを実施します。

地域いきいき教室

身近な町内会単位で交流や集いの場、介護予防体操などを実施します。

街なかいきいき交流事業

街なかで誰でも参加できる集いの場として、介護予防・交流・研修などを実施します。

自立体力全国検定

自身の体力レベルを知り、運動実践・運動習慣づくりをすすめます。



冬場の運動不足解消事業

冬場の運動不足を解消するために、ノルディックウォーク等を実施します。

期間 12月～3月



いきいき介護ボランティアポイント事業

ボランティア活動による社会参加を通じた生きがいづくり・ボランティア自身の介護予防を支援します。

対象者 60歳以上